

---

プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**  
項目 **他基準修正（債務保証関連）の検討**

---

## I. 本資料の目的

1. 本資料は、債務保証契約に関連する会計基準等の改正又は修正案に関する ASBJ 事務局の分析及び提案をお示し、ご意見を伺うことを目的としている。

## II. 本論点を取り上げる理由

2. 第 545 回企業会計基準委員会等<sup>1</sup>において、原則として既存の債務保証契約に関する定めを金融保証契約に置き換える方針に基づいて作成した企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）、移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。また、金融商品会計基準と合わせて「金融商品会計基準等」という。）の改正案の文案（HP では非公表）をお示ししている。
3. このため、債務保証契約について言及している他の会計基準等についても改正又は修正を検討する必要があると考えられるため、次項以降で検討する。

## III. ASBJ 事務局による分析及び提案

### （検討対象となる基準）

4. 債務保証について言及している会計基準等は次のとおりである。
  - (1) 企業会計基準適用指針第 13 号「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（以下「企業会計基準適用指針第 13 号」という。）（審議事項(1)-5 参照。）
  - (2) 企業会計基準適用指針第 15 号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」（以下「企業会計基準適用指針第 15 号」という。）

---

<sup>1</sup> 第 545 回企業会計基準委員会（2025 年 4 月 17 日開催）及び第 237 回金融商品専門委員会（2025 年 4 月 15 日開催）を合わせて「第 545 回企業会計基準委員会等」という。

- (3) 企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（以下「企業会計基準適用指針第 19 号」という。）
  - (4) 企業会計基準適用指針第 22 号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」（以下「企業会計基準適用指針第 22 号」という。）
  - (5) 企業会計基準適用指針第 31 号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下「企業会計基準適用指針第 31 号」という。）
  - (6) 実務対応報告第 2 号「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（以下「実務対応報告第 2 号」という。）（審議事項(1)-6 参照。）
  - (7) 実務対応報告第 30 号「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（以下「実務対応報告第 30 号」という。）
  - (8) 移管指針第 7 号「持分法会計に関する実務指針」（以下「移管指針第 7 号」という。）
  - (9) 移管指針第 10 号「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」（以下「移管指針第 10 号」という。）
  - (10) 企業会計審議会 企業会計原則・同注解
5. 前項のうち、(3)企業会計基準適用指針第 19 号については、第 551 回企業会計基準委員会等<sup>2</sup>において既に改正案をお示ししている。また、(1)企業会計基準適用指針第 13 号及び(6)実務対応報告第 2 号については、それぞれ審議事項(1)-5 及び審議事項(1)-6 において別途検討することとする。なお、(10)企業会計審議会 企業会計原則・同注解については、直接見直さず、当委員会が開発する会計基準等が優先する旨を当該会計基準等において定めることとする。
6. したがって、本資料では、以下について検討する。
- (2) 企業会計基準適用指針第 15 号
  - (4) 企業会計基準適用指針第 22 号
  - (5) 企業会計基準適用指針第 31 号
  - (7) 実務対応報告第 30 号

---

<sup>2</sup> 第 551 回企業会計基準委員会（2025 年 7 月 24 日開催）及び第 242 回金融商品専門委員会（2025 年 7 月 16 日開催）を合わせて「第 551 回企業会計基準委員会等」という。

(8) 移管指針第 7 号

(9) 移管指針第 10 号

7. 第 545 回企業会計基準委員会等においてお示ししたとおり、原則として既存の債務保証契約に関する定めを金融保証契約に置き換える方針に基づいて修正することが考えられるため、前項に示した適用指針などについても原則として「債務保証」を「金融保証契約」（文脈によって「金融保証契約による保証」）に置き換えることが考えられる。また、債務保証損失引当金に言及している場合には、予想信用損失を示す内容に置き換えることが考えられる。
8. 前項の方針に従った改正又は修正に関して、別紙 1 に実務対応報告第 30 号の改正案（HP では非公表）、別紙 2 に移管指針第 7 号の改正案（HP では非公表）、別紙 3 に修正案（HP では非公表）をお示しする。

#### ディスカッション・ポイント

本資料第 4 項から前項までの ASBJ 事務局の分析及び提案、並びに別紙の改正案（HP では非公表）及び修正案の文案（HP では非公表）について、ご意見を伺いたい。

以 上